

特別区競馬組合障害者活躍推進計画

機関名	特別区競馬組合
任命権者	管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
特別区競馬組合における障害者雇用に関する課題	<p>特別区競馬組合においては、障害者の法定雇用率により算出される雇用障害者の数は満たしている。</p> <p>しかし、職員総数が100人以下により、雇用障害者数から算出される実雇用率は法定雇用率を下回るため、法定雇用率の順守が課題となる。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】 （令和6年6月1日時点）2.6%以上</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況データの把握予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として（競馬事務局長）を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課人事係に設置する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用については、特別区人事委員会が規定する障害者採用の方法による。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。